

議案第四十一号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和八年七月二十三日

港区教育委員会

令和8年7月23日
教育委員会議案資料 No. 7

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改

正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年港区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「職員が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表	
改正案	現行
（前略） （公民権行使等休暇） 第十七条 公民権行使等休暇は、職員が、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3（略） （後略） 付則 この規則は、令和八年八月一日から施行する。	（前略） （公民権行使等休暇） 第十七条 公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3（略） （後略）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等について

審議内容

犯罪被害者等となった幼稚園教育職員等を支える休暇制度の拡充として、公民権行使等休暇の対象範囲を拡大するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「幼稚園勤務時間規則」といいます。）及び港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「講師勤務時間規則」といいます。）を改正します。

1 経緯

国は、人事院規則を改正し、犯罪被害者等となった国家公務員を支える休暇制度の拡充として、官公署出頭休暇（特別休暇）の対象範囲を拡大し、被害者参加制度に基づく裁判所等への出頭を新たに対象とし、各地方公共団体にも同様の見直しをするよう通知を発出しました。

国の通知に基づき、区の幼稚園教育職員及び会計年度任用講師においても、公民権行使等休暇（特別休暇）の対象となる公の職務の執行について、同様の見直しを行います。

2 改正内容

規則名	改正後	改正前
幼稚園勤務時間規則 第17条 第1項	公民権行使等休暇は、 <u>職員が、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）</u> をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。	公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は <u>公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）</u> をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。
講師勤務時間規則 第16条 第1項	公民権行使等休暇は、 <u>会計年度任用講師が、正規の勤務時間の全部又は一部において、当該会計年度任用講師の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下この条において「公民権行使等」という。）</u> をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。	公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、当該会計年度任用講師の選挙権その他の公民としての権利の行使又は <u>公の職務の執行（以下この条において「公民権行使等」という。）</u> をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。

3 施行期日

令和8年8月1日